

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

水産加工業経営実態調査

2 調査の目的

本調査は、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）（以下「水産加工資金法」という。）が、令和10年3月31日限りでその効力を失うため、水産加工業の事業活動に関する事項及び財務内容に関する事項について調査を実施し、水産加工資金法の改正等の検討などに必要とされる基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

2023年漁業センサスの流通加工調査で把握した水産加工業を営む事業所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約2,500事業所（母集団の大きさ 約6,000事業所）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

2023年漁業センサスの流通加工調査の結果から作成した母集団名簿を使用して、水産加工品の年間販売金額規模別に階層を区分し、系統抽出法で抽出する。

なお、年間販売金額の最も多かった水産加工品の種類に基づく加工種別において母集団の事業所数が極端に少ない、燻製品、水産缶詰・瓶詰及び飼肥料・魚油の種別に該当する事業所については全数階層とする。

※ 詳細は、別添1「水産加工業経営実態調査の標本設計について（標本サイズの算出）」を参照

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 水産加工品の製造状況について

② 経営組織について

③ 収支・業況について

- ④ 業種別の売上高割合について
- ⑤ 製造する水産加工品目別の売上高割合及び年間売上高について
- ⑥ 原料魚等の使用状況について
- ⑦ 主要魚種の不漁による影響について
- ⑧ 製品の販売について
- ⑨ 従業者・実習生について
- ⑩ 海外展開について
- ⑪ 借入金について
- ⑫ 今後5年以内の設備投資計画について
- ⑬ 他企業等との連携について
- ⑭ 直面している課題について
- ⑮ 今後5年間の経営について
- ⑯ 売上高及び営業利益等について
- ⑰ 資産及び負債について
- ⑱ 国の行う施策について

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・①の水産加工品の製造状況について、調査対象かどうかの判定及び集計の際のウエイト付けに用いるものであり、集計は行わない。
- ・②のうちの法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日。この期間で記入が困難な場合は、この期間の一部を含む記入可能な直近1年間）

ただし、問9（1）従業者・実習生、問10.海外展開、問11.借入金に関する事項については、令和8年4月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省 — 民間事業者 — 報告者

〔民間調査員〕

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

■調査員調査 ■その他（電話）

〔調査方法の概要〕

ア 調査票の配布

農林水産省（本省）から調査事務を受託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が、報告者に対して郵送により調査票及びオンライン調査回答用のID・PWを配布する。

イ 調査票の収集

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。

ただし、期日までに回収できなかった調査票については、民間事業者が電話又は対面により聞き取りを行い、調査票に記入する方法（他計調査）により実施する。

また、5（1）⑰について、報告者が作成した決算書類等を郵送により提供した場合には、その提供を受けた民間事業者が決算書類に含まれる必要なデータを調査票に転記する他計調査の方法によることができる。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和4年）

※本調査は、前回1回限りの調査として実施されたもの

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 令和8年8月下旬

調査票の回収 令和8年9月下旬

8 集計事項

別添2のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

（2）公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

（3）公表の期日

令和9年3月

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、調査対象の選定に、漁業センサスの結果を基に作成する名簿を使用することから統計基準は使用しない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査実施年の翌年4月1日から起算して3年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

水産加工業経営実態調査の標本設計について（標本サイズの算出）

1 調査母集団

2023 年漁業センサスの流通加工調査で把握した水産加工業を営む事業所の全体を母集団とする。

2 標本設計の基本的考え方

本調査結果を活用して検討する施策については、水産加工業者のうち、設備投資のある事業所が主な対象となる。

このため、設備投資予定のある事業所数を指標として、目標精度を 5.0% と設定する。

その上で、母集団を以下により区分して標本抽出を行う。

(1) 加工種別による階層分け（全数階層の設定）

推定結果を販売金額の最も多かった水産加工品の種類に基づき表章できるようにするため、各事業所を 12 の加工種別に区分する。この結果、母集団事業所数が極端に少ない（表 1 参照）、燻製品、水産缶詰・瓶詰及び飼肥料・魚油の加工種別の事業所については全数調査を行う（以下、これらの 3 階層を「全数階層」という。）。

表 1 加工種別ごとの母集団事業所数
(2023 年漁業センサス)

加工種別	母集団事業所数
水産練製品	826
水産冷凍食品	633
乾製品	1,385
塩蔵品	218
燻製品	45
水産缶詰・瓶詰	79
海藻加工品	296
節類・削り節	381
漬物製品・いか塩辛	242
その他加工食品	1,012
冷凍水産物	784
飼肥料・魚油	66
総数	5,967

(2) 水産加工品の販売金額規模による階層分け

設備投資予定のある事業所の該当比率は、事業所における水産加工品の販売金額規模が大きくなるに従って高くなる傾向があるため（表2参照）、販売金額規模に応じた階層区分を設けることにより、調査精度が向上すると考えられる。

このため、(1)に記載した全数階層に該当する事業所以外の事業所について、販売金額規模別の指標項目該当比率の特徴に基づき、表2の8階層を5階層にまとめた販売金額規模階層に区分し、系統抽出法により標本抽出を行う。

表2 水産加工品販売金額規模別の指標項目該当比率
(令和4年水産加工業経営実態調査結果)

販売金額規模 (漁業センサスによる 8階層)	指標項目 該当比率	販売金額規模を 5階層に区分
100万円未満	0.03	第1階層
100～500万円	0.04	第1階層
500～1千万円	0.09	第2階層
1～5千万円	0.13	第2階層
5千万～1億円	0.23	第3階層
1～5億円	0.33	第4階層
5～10億円	0.36	第4階層
10億円以上	0.52	第5階層
総数	0.24	

3 標本サイズの算出

本調査では、販売金額規模による階層ごとに比推定を行い、それらの階層ごとに得られた推定値の総和をとる推定方法を用いる。一部の加工種別については全数階層とし、全ての事業所を調査対象として調査を実施するが、完全に回収できなかった場合には調査結果の得られた事業所を標本経営体とみなして比推定によって推定を行うことになるため、全数階層についても全体の想定回収率と同じ想定回収率を設定する。

調査票の想定回収率については、前回調査の有効回収率が40.1%であったことを踏まえ、40%とする。

また、設備投資予定のある事業所の該当比率については、前回調査（令和4年度）の結果から推定した値を用いる。

この場合、各階層の標本サイズが一定以上の大きさであれば、目標精度と平均二乗誤差の間に近似的に次の関係が成り立つ。

$$\sum_{i=1}^L \frac{N_i^2(N_i - n_i)}{n_i(N_i - 1)} \sigma_i^2 = \mu^2 \cdot N^2 \cdot C^2 - \sum_{i'=1}^{L'} \frac{N_{i'}^2(1 - r)}{r(N_{i'} - 1)} \sigma_{i'}^2$$

ここで、

N : 母集団の大きさ

L : 全数階層以外の販売金額規模による階層の数 (5)

L' : 全数階層の階層の数 (3)

i, k : 全数階層以外の販売金額規模による階層を表す添え字

i' : 全数階層の加工種類による階層を表す添え字

$N_i, N_{i'}$: 第 i もしくは i' 階層の大きさ

n_i : 全数階層以外の第 i 階層の必要標本サイズ (今回の調査に用いるもの)

μ : 母集団において指標項目に該当する事業所の割合 (母平均の推定値)

σ_i : 第 i 階層の指標項目に該当する事業所数の標準偏差

C : 目標精度 (母集団全体について設定)

r : 調査票の想定回収率

また、 μ 、 σ_i^2 及び $\sigma_{i'}^2$ は、前回調査の結果から次の式によって推定した値を用いる。

$$\mu = \frac{\sum_{i=1}^L \hat{p}_i N_i + \sum_{i'=1}^{L'} \hat{p}_{i'} N_{i'}}{N}$$

$$\sigma_i^2 = \frac{n_i(N_i - 1)}{(n_i - 1)N_i} \cdot \hat{p}_i(1 - \hat{p}_i)$$

($\sigma_{i'}^2$ についても同様。)

ただし、 \hat{p}_i 及び $\hat{p}_{i'}$ は前回調査結果による第 i 階層及び第 i' 階層の指標項目に該当する事業所の割合であり、 σ_i^2 の推定式中の N_i 及び n_i についても前回調査の値とする。($\sigma_{i'}^2$ の推定式においても同様。)

この式と、全数階層以外の階層ごとの標本サイズの配分を比例配分とするとの条件の下、全数階層以外の階層ごとの必要標本サイズは次の式で算出される。

$$n_i = \frac{\sum_{k=1}^L \frac{N_k^2 \sigma_k^2}{N_k - 1} \cdot N}{\mu^2 \cdot N^2 \cdot C^2 - \sum_{i'=1}^{L'} \frac{N_{i'}^2 (1 - r)}{r(N_{i'} - 1)} \sigma_{i'}^2 + \sum_{k=1}^L \frac{N_k^2 \sigma_k^2}{N_k - 1}} \cdot \frac{N_i}{N}$$

この算出結果に、想定回収率を加味し、各階層の標本サイズは表3のとおりとなる。

表3 階層別標本サイズ一覧

階層		母集団 事業所数	標本サイズ
全数階層 (加工種別階層)	燻製品	45	45
	水産缶詰・瓶詰	79	79
	飼肥料・魚油	66	66
全数階層以外の 階層(水産加工 品販売金額規模 階層)	第1階層(500万円未満)	811	323
	第2階層(500～5千万円)	1,882	745
	第3階層(5千万～1億円)	692	275
	第4階層(1～10億円)	1,836	728
	第5階層(10億円以上)	556	220
総数		5,967	2,481

4 標本の抽出

水産加工品販売金額規模による階層ごとの標本数を、2(1)の12の加工種別のうち、全数階層の3種別を除いた9種別ごとの事業所数に応じてさらに比例配分し、販売金額規模による階層ごとの加工種別の区分の中から系統抽出法により標本事業所を抽出する。

5 集計・推定方法

回収された標本に対する調査結果から、層別無作為抽出法による次の推定式を用いて事業所数の推定値を算出する。

$$x = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij} + \sum_{i'=1}^{L'} \frac{N_{i'}}{n_{i'}} \sum_{j=1}^{n_{i'}} x_{i'j}$$

ただし、

x : 調査項目 x の事業所数の推定値

L, L', i, i' : 3と同じ

$N_i, N_{i'}$: 第 i もしくは i' 階層の大きさ

$n_i, n_{i'}$: 第 i もしくは i' 階層の回収標本サイズ

$x_{ij}, x_{i'j}$: 第 i もしくは i' 階層の j 番目の標本の調査項目 x の値

集計事項

- 1 経営組織別事業所数
- 2 所属団体別事業所数
- 3 経営状況別事業所数
- 4 専兼業別事業所数
- 5 業種別売上高比率別事業所数
- 6 加工種別売上高比率別事業所数
- 7 男女別従業者・実習生数
- 8 男女別採用者数・退職者数
- 9 海外展開の状況別事業所数
- 10 借入金の状況別事業所数
- 11 原料魚種の使用・仕入れ状況別事業所数
- 12 製品の販売方法別事業所数
- 13 設備投資予定の状況別事業所数
- 14 主要魚種の不漁による影響別事業所数
- 15 他企業等との連携状況別事業所数
- 16 直面している課題別事業所数
- 17 今後5年間の経営意向別事業所数
- 18 今後5年間の経営方針・経営課題別事業所数
- 19 損益計算書、貸借対照表
- 20 国の行う施策について